

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成23年8月4日（木）

担当課：こども部 保育家庭課

件 名：公立保育所の民営化に伴う建物譲渡価格について	
提出理由：公立保育所の民営化にあたり、建物を有償譲渡する際の譲渡価格を決定したいため	
内 容： 1 背景 ・「大和市公立保育園民営化基本計画」（最終改定：平成21年8月）に基づき、公立保育所の民営化を進めている。 ・同計画では、特段の社会情勢等の変化がない限り、平成21年4月に南部地区の渋谷保育園、平成25年4月に中部地区の深見台保育園、平成26年4月に北部地区の若草保育園を民営化することとしている。 ・渋谷保育園はすでに平成21年4月に民間に移管し、深見台保育園は平成25年4月の民営化に向けて、現在、具体的な作業を進めている。 2 課題等 ・同計画では、民営化の手法を民設民営とし、経済的な負担を軽減し事業者が参入しやすくする観点から、保育所用地は移管先法人へ無償貸付、保育所建物は有償譲渡することとしている。 ・今回、深見台保育園の移管先法人の募集にあたり、建物の譲渡価格を定める必要がある。 ・渋谷保育園を移管した際は、不動産鑑定額71,873,000円に、建設費において市が負担した割合である10分の1（10分の9は防衛の補助による）を乗じて算出した額7,187,000円を譲渡価格とした。 ・深見台保育園の建物の鑑定額は30,599,000円であり、建設費において市が負担した割合は10分の4（10分の6は防衛、厚生省、県の補助による）である。 ・深見台保育園の譲渡価格を渋谷保育園と同様に算出すると、12,239,600円（30,599,000円×4/10）となり、鑑定額が渋谷保育園より低いにもかかわらず、譲渡価格が著しく上昇し、施設間の公平性を保つことができず、事業者の参入の妨げになる恐れがある。	3 公立保育所の譲渡の方針 ・公立保育所の民営化に際し、建物を譲渡する際の価格については、市の負担割合の差による著しい価格の変動が生じることを防ぐため、次の方法により算出した額の内、低い方の額を譲渡価格とする。 ① 鑑定額に建設費における市の負担割合を乗じて算出した額 ② 鑑定額に児童福祉法に基づき社会福祉法人が負担すべきとされている割合である4分の1を乗じて算出した額 （4分の1の根拠） 児童福祉法第56条の2第1項では、社会福祉法人が児童福祉施設の施設整備をする際に都道府県及び市町村が補助する金額の上限を費用の4分の3（4分の1は社会福祉法人が負担）としている。 4 深見台保育園の譲渡価格 ・深見台保育園の建物の譲渡価格は、建設費における市の負担割合を乗じて算出した額①と児童福祉法に基づく4分の1を乗じて算出した額②を比較し、低い方の②の額とする。 ① 30,599,000円×4/10=12,239,600円 ② 30,599,000円×1/4 = <u>7,649,000円</u> 5. 財産処分 ・普通地方公共団体の財産を時価より低い価格で譲渡する場合は、地方自治法第237条第2項の規定により条例又は議会の議決が必要のため、平成24年3月議会において、その旨を規定した大和市保育所設置条例の一部改正を行う。
経 過 H18. 6「大和市公立保育園民営化基本方針」策定 H18.12「大和市公立保育園民営化基本計画」策定 H19. 6「大和市公立保育園民営化基本計画」改定 H20. 2「大和市公立保育園民営化基本計画」改定 H21. 4 渋谷保育園民営化 （保育園建物有償譲渡） H21. 8「大和市公立保育園民営化基本計画」改定	今後の予定 H23. 9 深見台保育園移管先法人募集 H23.12 深見台保育園移管先法人選定 H24. 3 大和市保育所設置条例一部改正 H25. 4 深見台保育園民営化 （保育園建物有償譲渡） H26. 4 若草保育園民営化（予定）